

対象者要件

以下のすべてに該当される方が対象です。

- (1) 福知山市内に住所を有する 75 歳以上（年度内に満 75 歳に達する方を含む）
- (2) 運転免許証を持っていないこと
- (3) 障害者安心おでかけサポート事業・在宅高齢者外出支援助成事業を利用していないこと

手続き方法

① 申請書及びアンケート※¹を記入し、必要書類を添えて申請（代理申請可）

〔申請書提出先〕 高齢者福祉課または各支所（郵送での申請も可能です。）

- 〔必要書類〕
- ・ 申請書及びアンケート（右のページを切り離して記入）
 - ・ 本人確認できるもの（窓口申請時）
 - ・ 申請による運転免許の取消通知書※²のコピー（12,000 円交付対象の方のみ）

※¹ 実証事業のためアンケートの記入が必要です。

※² 「申請による運転免許の取消通知書※²」は、自主返納時に警察署等で発行されます。
自主返納については福知山警察署交通課（0773-22-0110）へお問い合わせください。

② 申請内容確認後、チケット交付

後日、住所地へ簡易書留で送付します。

2 月 29 日までに申請された方へは 3 月末頃にチケットを発送します。

（3 月中の申請は、4 月中旬以降に発送を予定、4 月以降の申請は、随時配布及び発送を行います。）

利用方法

○ チケット利用可能な交通機関（表面「利用可能な交通機関」をご覧ください）でチケットを切り離して金券として利用します。（おつりは出ません。差額は現金でお支払いください。）

○ 年度末（3 月 31 日）までの利用期限です。

○ 詳細な利用方法や、タクシー等の連絡先は、チケットと同封します。

注意

- 本人以外は使用できません。
- 他人への譲渡及び転売は禁止します。
- 盗難、紛失、有効期限切れについては、再発行しません。
- 未使用分の払い戻しはできません。
- 不正使用が判明した場合は、チケットの返還及び不正使用額について弁償していただきます。

利用後

年度末に利用者アンケートを送付します。回答をお願いいたします。

（注意）事業の実施は、令和 6 年度当初予算の議決により決定します。

この事業は、おでかけ応援チケットを配布し、地域活動参加や外出の機会を増やして高齢者のフレイル予防につなげるための実証事業です。みなさまのご利用をお待ちしています。